

(新)国等における環境配慮契約等推進経費 28百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

平成19年5月に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下、「環境配慮契約法」という。)に基づき、国等は、エネルギーの適切な使用等に努めるとともに、温室効果ガスの削減に配慮した契約を推進することとされている。これに基づき、次の政策を行う。

国等が重点的に推進すべき環境配慮契約等の種類、及び基準が規定されている基本方針を、最新の知見等、総合的な観点から十分に検討の上、追加・見直しを行う。

本法の責務を負う国等の地方出先機関、及び、環境配慮契約の推進に関する方針を策定する努力義務を負う地方公共団体について、円滑な環境配慮契約の取組の推進を図るべく、普及啓発に努める。

円滑な環境配慮契約の推進に資するべく、地方の先進的な環境配慮契約の取組を調査し、情報提供を図る。

2. 事業計画

基本方針について検討会、及び「電力」「物品」「ESCO」「建築」等の分科会を開催し、見直しにかかる検討を行う。

全国において普及啓発セミナーを行う。

地方の環境配慮契約取組の現状を把握するため、アンケート調査を行う。

3. 施策の効果

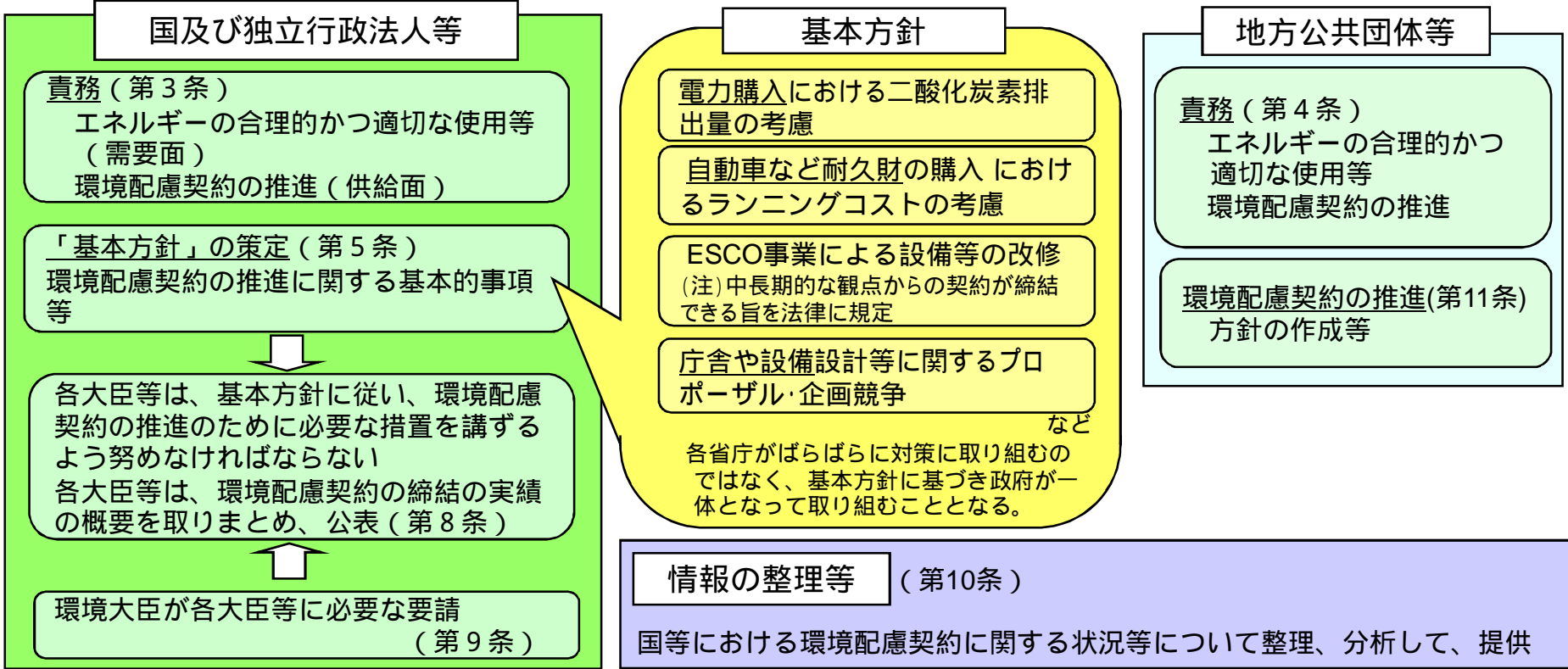
環境性能の優れた製品等の調達にかかる積極的な契約の推進
国等の環境配慮契約等によるCO2削減の促進

4. 備考

調査費	28,164千円	内訳	基本方針検討調査費	10,316千円
			環境配慮契約等取組状況調査費	2,072千円
			地方公共団体等取組推進費	15,776千円

環境配慮契約法の構造

目的 (第1条) 国等による環境負荷(温室効果ガスの排出等)を削減するため、
国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て
最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る
もって、環境への負荷が少ない社会の構築



公正な競争の確保(第12条)、エネルギーなど他の施策との調和の確保(第13条)

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」による(附則第3・4項)